

# 公立大学法人青森公立大学職員給与規程及び公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を改正する規程の制定について

【令和3年度青森県人事委員会勧告による給与改定等】

## 1 改正趣旨

青森県人事委員会勧告（令和3年10月7日実施）を勘案して、青森県及び青森市の対応に準じ、職員の期末手当の支給月数など、所要の改正を行うもの。

## 2 改正内容

期末手当の支給月数など、所要の改正

令和3年度

区分	手当名	6月期	12月期	年計	前年度比
職員 (第1条)	期末	1.225	1.225 → 1.175	2.450 → 2.400	△ 0.05
再雇用職員 (第1条)	期末	0.700	0.700 → 0.650	1.400 → 1.350	△ 0.05
役員 (第3条)	期末	1.600	1.600 → 1.550	3.200 → 3.150	△ 0.05

令和4年度以降

区分	手当名	6月期	12月期	年計	前年度比
職員 (第2条)	期末	1.225 → 1.200	1.175 → 1.200	2.400	—
再雇用職員 (第2条)	期末	0.700 → 0.675	0.650 → 0.675	1.350	—
役員 (第4条)	期末	1.600 → 1.575	1.550 → 1.575	3.150	—

※該当する職員はいないが、再雇用職員の規定も併せて改正

## 3 施行期日

[令和3年度に係る改正] 令和3年12月1日

[令和4年度以降に係る改正] 令和4年4月1日

## 公立大学法人青森公立大学職員給与規程及び公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を改正する規程の制定について

公立大学法人青森公立大学職員給与規程及び公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を改正する規程を次のように定める。

### 公立大学法人青森公立大学職員給与規程及び公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を改正する規程

令和 年 月 日  
規程第 号

(公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部改正)

第1条 公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成21年規程第67号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の122.5」を「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の117.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、「100分の70」の次に「」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の65」を加える。

第2条 公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の117.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の120」に、「100分の70」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の65」を「100分の67.5」に改める。

(公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部改正)

第3条 公立大学法人青森公立大学役員報酬規程（平成21年規程第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、「100分の160」の次に「」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の155」を加える。

第4条 公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の122.5」を「100分の120」に、「100分の160」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の155」を「100分

の 157.5」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

## 第1条

### 公立大学法人青森公立大学職員給与規程 新旧対照表

#### ・令和3年度に係る改正

改正後	改正前
(期末手当) 第23条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の117.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」と、「 <u>100分の117.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の65</u> 」とする。 4～6 (略)	(期末手当) 第23条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の12</u> <u>2.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」とする。 4～6 (略)

## 第2条

### 公立大学法人青森公立大学職員給与規程 新旧対照表

#### ・令和4年度以降に係る改正

改正後	改正前
(期末手当) 第23条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の67.5</u> 」とする。 4～6 (略)	(期末手当) 第23条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の117.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」と、「 <u>100分の117.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の65</u> 」とする。 4～6 (略)

### 第3条

#### 公立大学法人青森公立大学役員報酬規程 新旧対照表

##### ・令和3年度に係る改正

改正後	改正前
(給料) 第3条 理事長の給料月額は、846,700 円とする。 2 副理事長の給料月額は、842,500 円とする。 (通勤手当等) 第4条 理事長及び副理事長の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、公立大学法人青森公立大学職員給与規程(平成21年規程第67号。以下「給与規程」という。)の適用を受ける職員(以下「給与規程適用職員」という。)の例による。この場合において、その例によるものとされる給与規程第23条第2項において「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「100分の160」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の155」とし、同条第5項において「事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに教員職員給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき別に定めるもの」とあるのは「理事長及び副理事長」と、「役職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合」とあるのは「100分の20」とする。	(給料) 第3条 理事長の給料月額は、846,700 円とする。 2 副理事長の給料月額は、842,500 円とする。 (通勤手当等) 第4条 理事長及び副理事長の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、公立大学法人青森公立大学職員給与規程(平成21年規程第67号。以下「給与規程」という。)の適用を受ける職員(以下「給与規程適用職員」という。)の例による。この場合において、その例によるものとされる給与規程第23条第2項において「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「100分の160」とし、同条第5項において「事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに教員職員給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき別に定めるもの」とあるのは「理事長及び副理事長」と、「役職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合」とあるのは「100分の20」とする。 2 (略)

## 第4条

### 公立大学法人青森公立大学役員報酬規程 新旧対照表

#### ・令和4年度以降に係る改正

改正後	改正前
(通勤手当等) 第4条 理事長及び副理事長の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、公立大学法人青森公立大学職員給与規程(平成21年規程第67号。以下「給与規程」という。)の適用を受ける職員(以下「給与規程適用職員」という。)の例による。この場合において、その例によるものとされる給与規程第23条第2項において「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の157.5</u> 」とし、同条第5項において「事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに教員職員給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき別に定めるもの」とあるのは「理事長及び副理事長」と、「役職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合」とあるのは「100分の20」とする。	(通勤手当等) 第4条 理事長及び副理事長の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、公立大学法人青森公立大学職員給与規程(平成21年規程第67号。以下「給与規程」という。)の適用を受ける職員(以下「給与規程適用職員」という。)の例による。この場合において、その例によるものとされる給与規程第23条第2項において「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の160</u> 」と、「 <u>100分の117.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の155</u> 」とし、同条第5項において「事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに教員職員給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき別に定めるもの」とあるのは「理事長及び副理事長」と、「役職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合」とあるのは「100分の20」とする。